

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第七編 使用者の労働対策

第二章 労働七原則等

日経連労働七原則

日経連では五月九日首脳役員会議で新政策にのぞむ基本労働対策をきめ、六月四日の常任理事会で要旨次の如き長文の労働基本対策を決定、政府、保守各党、社会党右派に提出した。この対策は一、労働委員会の調査機能の充実 二、能率に即する給与制度の合理化 三、共産党に対する法的措置の実行 四、ストライキの規制 五、労働基準法の是正 六、失業対策の強化 七、社会保険の統合整理に関する七原則で構成されている。

国際経済に対処する生産コストの引下げは絶対必要でありコスト高の原因には原料高、高金利、技術と設備の立遅れ、労働能力からみた賃金高などが指摘され、これを労働対策の面から採り上げるならば、企業の合理化と労働の生産性向上の二点である。労使関係の基調もまた国際経済に通ずる国民経済という共通の基盤に立つ事実を直視しなければならない。国民経済の面からみた場合、生産指数が二七年において基準年次(九一一年)の一三九に達しており、実質賃金数もまた一〇二となっている。わが国の賃金水準はすでに戦前に回復した事実を労働者は率直に認め、その上に立って労使間の諸問題を解決すべきである。このように国民経済をみると、わが国の労使関係は従来の方途の方途をもっては打開できない。わが国労働運動のゆき方である階級闘争主義によっては、当面の経済的難局は解決できない。労働対策は国民経済の上に立った画期的な施策の転換を必要とする。そのためつぎの諸点を実施すべきである。

一、労使紛争の自主的早期解決＝労使関係の安定のための労働委員会はその調整機能を十分発揮すべきであり、労使の力関係の下に便宜的な妥協をすべきではなく、とくに公益事業、重要事業の場合には、一般消費者、需要者の立場を考慮して納得できる合理的根拠をしめすこと。委員と事務局職員のあり方にも従来の実情からみて厳しい要請をしたい。

一、事業の実態と能率に即する賃金、給与制度の合理化＝賃金闘争の方向は生活給に偏し、これは戦乱ブームによって変更されず引延ばされてきた。無暴な要求は政治的色彩をからませつつ打ち出され、労使間の紛争を激化させている。このような実情から同一労働同一賃金に即応した合理的賃金の体系確立を主眼として、職務の分析および評価方法、人事考課制度、昇給制度、能率給制度などの研究指導と強力なる諸措置を講じる。労働協約については締結率も向上し締結率は五五%(二七年六月現在)となっているが、協約中に労働条件の中心をなす賃金条項を欠いている場合が多い。このため協約期間中の賃金闘争が繰返されている。一部急進組合では協約中に賃金条項を削除するような指示を発している。政府は協約中に賃金給与などを規定することにより紛争を避けるべきだ。公務員給与ベースの改訂には限度があり、国家財政、一般物価、民間給与との影響を考えこの実施を健全財政阻害の要因となる運賃、通信料などの安易な値上げ措置により求むべきでなく、行政機構の統合整理、職階制による定員

制の確立によるべきである。

一、産業破壊分子対策＝破防法の厳正なる適用により産業破壊分子を肅正すべきである。

一、特定争議手段の規制＝昨冬電産、炭労両争議は一般世論を強く喚起した。争議権は尊重すべきだが、行使手段に当たり当事者の犠牲よりも第三者、公共の福祉を脅かすような行過ぎたものは必要な規制を行うべきである。

一、労働基準法の是正＝労基法のもつ労働者保護と、厳格な取締法規の基本的な原則は認めるが、過大な制約は是正し、経営の実態に即応し、過大な労働保護の適正化、労使の自主性を尊重し、取締行政の大幅な簡素化を図る。

一、失業対策＝雇用情勢は漸減し企業整備は一昨年に比べ、事業数、人員数ともに五割の増加をみており、石炭、鉄鋼、造船、肥料、繊維など諸産業の企業整備は必至であり、このため生産事業への助成による失業者を吸収する特別の基金を設置し長期低利資金の融資を図る。財源は財政剰余金、資金運用部資金、財政償還金その他民間資金より出し、生産的事業助成法の如き立法措置を講ずる。東南アジア経済開発に伴い技術移民を選抜派遣し、雇用の新分野を開拓する。

一、福祉対策＝各種社会保険の整理統合をはかるとともに、産業用住宅の建設を促進するため立法化措置を講ずる。

## 民労連の評価

資本家が総評を中心とする労働戦線の統一を如何に恐れ、その分裂を策したかは、日経連の機関紙日経連タイムスがその二三四号(一月二九日)の主張のなかで次のように述べていることでも明らかである。

われわれは常に健全なる労働組合運動を望んだ。それは総評のいう如き嘆願陳情運動を望んでいるのではない。労働組合の有つ意義は社会的立場においても格段の重要性を加えつつあるが故にこそ、それを望んでいる。われわれとても闘争を否定するものではない。ただその闘争の拠って立つ基本的理念が問題なのである。民労連の考え方は独立後の労使関係が如何にあるべきかを憂える国民に一つの光を与えたともいえよう。民労連の今回の発足はあくまで労働組合内部の情勢から発展したものであり、われわれ経営者の枠外のことであるが、ただ国民的立場においてこれを理解し注目しているのである。

## 日経連の大学寄附講座

日経連では日本における大学教育とくに大部分が民間企業に就職する経商学科系の教育が「現実と遊離した理を偏重し」、「ことに経営学においては労務管理、事務管理、工場管理、財務管理、産業心理学の面に」現実に即する講義がおこなわれていないため、「卒業後の執務にも不都合を感じることがすくなくない」とし、数年前から東京都下の適当な大学に経営講座を開講するよう立案をすすめてきたが、早稲田大学との話あいが昨年一月からすすみ、新学年度から商学部に講座を開設することになった。大学教育に対する資本の干渉として学生側の強い反対もあったが、就職難の時であるため希望する学生もあり、結局次のような課目(一週二時間、一学期二〇時間の選択科目)の講義が開かれた。その一年間の経費四〇万円は日経連が負担した。学生は最終学年の学生と大学院学生および社長がすいせんし学部長が許可した社員となっている。

労務管理(講師、第一学期日本油脂取締役江渡三郎、第二学期十条製紙取締役・勤労部長田中慎一郎)

事務管理(講師、東京計器取締役小野寛徳)

工場管理(講師、第一学期東芝取締役朝川虎二、第二学期三菱電機取締役・生産技術部長加藤威夫)

また同志社大学でも最終学年の学生を対象とし、経営管理論、工場管理、労働協約と就業規則、人事管理の組織と実際、企業内訓練という課目で四月から一〇月まで一週二時間、計三〇時間をこの日経連寄附講座にあてることになった。(費用は大学側負担)

### 労資協力関係調査会設置要綱

日経連では一一月一三日大阪で開かれた常任理事会で、次のような「労資協力関係調査会設置要綱」を決定し調査会の活動をはじめることになった。

一、調査会 日経連に労使協力関係調査会を設けて本研究の主体とする。委員は各社の取締役部長級または団体役員約二〇名乃至三〇名を以って構成する。委員候補者は全員団体に推薦を求める。調査会は次の専門委員会及び調査班の協力によって得た専門事項の結論及び内外資料を検討する。日経連は同種の調査機関を設置した業種別及び地方別の経営者団体と有機的連絡を図り、効果的研究の実施を期する。

二、専門委員会 日経連は調査会の研究事項中専門的にわたるものについては専門委員会に調査を委嘱する。

三、調査班 調査会の研究資料作成のため外国調査班および国内調査班を設ける。

(1)外国調査班は主要企業の新進適格者および適当な学者をもって編成し諸外国の労使協力の実情、経済的社会的基盤および理論に関する書籍報告書等の資料を要約訳出し調査会の研究に供する。(2)国内調査班は関係各社当事者その他適当な学者等をもってその都度編成し、労使関係の安定した企業、または労使協力の実を挙げ得ない企業を適宜選定して、その実態についてケース・スタディを行い、その結果を調査会の資料とする。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---